

9 再交付を申請する理由	
10 他の事業所における港湾労働者派遣事業の実施の状況	
① 事業所の名称	③ 事業所の所在地
② 許可番号	
備	考

- 1 港湾労働法第15条第3項の規定により上記のとおり許可証の再交付を申請します。
- 2 港湾労働法第18条第3項又は第19条第1項の規定により上記のとおり届けます。
- 3 港湾労働法第18条第4項(第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定により上記のとおり許可証の書換えを申請します。
- 4 届出者(法人にあつては役員を含む。)(届出者又は役員が未成年である場合、その法定代理人)は、港湾労働法第13条各号(個人にあつては第1号から第6号まで)のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 5 港湾労働法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者でないこと、港湾労働法第13条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないこと及び港湾労働法施行規則第23条第2項で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

年 月 日
 申請者
 届出者
 厚生労働大臣 殿